

目次

日中共同研究者一覧

第1章 令和7年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要.....	1
第1節 事業の背景と目的	2
第2節 事業の概要	3
第3節 研究者会議、意見交換の概要	5
第2章 間接侵害に関する比較研究	17
第1節 研究内容の要約	18
第2節 中国における間接侵害	20
I. オンライン取引プラットフォーム事業者の商標権侵害責任 中南財経政法大学 知識産権研究センター 吳 漢東 教授.....	20
II. ネットワークシステム特許の越境実施に関する法的問題 ——侵害判定と管轄権の国際調和 中国社会科学院 知識産権センター 管 育鷹 教授.....	48
III. 特許間接侵害の構成要件に関する分析 北京大学法学院 張 平 教授	68
第3節 日本における間接侵害	94
I. 複数主体が関与する実施行為と属地主義の関係～日本法の現況と課題～ 東京大学大学院法学政治学研究科 田村 善之 教授.....	94
II. 複数主体が関与する特許権侵害と間接侵害 早稲田大学法学学術院 鈴木 将文 教授	126
III. 特許権の間接侵害：外国法を参照軸とした日本の課題と提言 福岡工業大学社会環境学部 橘 雄介 准教授.....	140
第3章 意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）に関する比較研究.....	165
第1節 研究内容の要約	- 166 -
第2節 中国の意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）	168
I. 外観設計専利権侵害判定基準についての研究 中南財経政法大学 知識産権研究センター 彭 学龍 教授.....	168
II. インテリジェントデザインの普遍的な応用と意匠の進歩性判断 中国社会科学院 知識産権センター 李 菊丹 教授.....	196
III. 「製品」要件の視点から見た仮想空間における中国の意匠規則の適用性及び著作権との境界 国家知識産権局知識産権発展研究センター 顧 昕 首席研究員.....	220
第3節 日本の意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）	234
I. 意匠法3条2項が定める創作非容易性要件の考察 大阪大学大学院高等司法研究科 茶園 成樹 教授.....	234
II. 意匠法における新規性—新しいテクノロジーに備えて	

大阪大学大学院法学研究科 青木 大也 准教授.....	247
Ⅲ. 意匠の同一性	
慶應義塾大学大学院法務研究科 麻生 典 准教授.....	257

本報告書の中国側研究者の報告書は、一般財団法人知的財産研究教育財団が翻訳を担当した。なお、文中の訳注は[]で表記している。

本報告書は、一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 中西聡 研究部長、松尾望 上席研究員、西村竜二 主任研究員、米川紘輔 主任研究員、坂治深雪 補助研究員、天童史子 補助研究員、および同財団 知的財産教育協会 尾田高美 事務局長が担当した。